

検定操縦士及び教官操縦士の資格に関する達を次のように定める。

平成23年4月1日

防衛大学校長 五百籬頭 眞

検定操縦士及び教官操縦士の資格に関する達

改正 平成29年10月24日防衛大学校達第13号

(目的)

**第1条** この達は、検定操縦士及び教官操縦士（以下「検定操縦士等」という。）として航空機の操縦を行う者について、航空従事者技能証明及び計器飛行証明に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第21号。以下「訓令」という。）に規定するもののほか必要な資格、資格の付与等について定めることを目的とする。

(用語の定義)

**第2条** この達において、用いる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) G操縦士 訓令第3条第2項に規定する滑空機の操縦を行う資格を付与された自衛隊員をいう。
- (2) 検定操縦士 滑空機操縦講習及び滑空機操縦教官講習での操縦検定を行うG操縦士をいう。
- (3) 教官操縦士 滑空機の操縦及び操縦に関連した技能の教育を行うG操縦士をいう。

(資格の条件)

**第3条** 検定操縦士等の資格の条件は、別紙に定めるとおりとする。

(資格の付与)

**第4条** 検定操縦士等の資格付与は、防衛大学校長が行う。

(資格の失効)

**第5条** 検定操縦士等が次の各号のいずれかに該当した場合は、資格の効力を失う。

- (1) 資格の条件の一部を失った場合
- (2) 防衛大学校長の指揮を受けることがなくなった場合

- (3) 滑空機の操縦を行わないことが6月を超えるに至った場合
- (4) その他防衛大学校長が必要と認める場合

**附 則**

- 1 この達は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この達に施行日において防衛大学校に所属しており、かつ、航空法（昭和27年法律第231号）第34条第2項に基づき国土交通大臣が行う操縦教育証明（滑空機）を有している者に対しては、G操縦士の資格を取得した際に第3条の規定にかかわらず、検定操縦士に指定することができる。

**附 則**

- 1 この達は、平成29年10月24日から施行する。
- 2 防衛大学校における専決及び代決に関する達（平成5年防衛大学校第9号）の一部を次のように改正する。

別紙第1 訓練部長専決事項訓練課所掌事務の項に次の2号を加える。

- (11) 検定操縦士及び教官操縦士の資格に関する達（平成23年度防衛大学校達第10号）第3条の資格の付与に関すること。
- (12) 滑空機の飛行教育に関する達（平成23年防衛大学校達第12号）第8条に関わる講習履修者に関すること。

別紙（第3条関係）

検定操縦士等の資格付与条件

滑空機操縦士の資格名	資格付与条件
検定操縦士	知識経験が豊富で技量優秀な教官操縦士であること。
教官操縦士	滑空機操縦教官講習を修了していること。